

申込書類の記入方法

申込書類の記入は、「記入例」を参考に誤りのないように記入してください。

1 申込書

- (1) 申込業種 申込みする業種番号が、01～15のものは、該当番号を○で囲み、16～99(33)のものは、申込みする業種番号と業種名を記入してください。
- (2) 受付番号 記入しないでください。

2 使用印鑑届

- (1) 必要な申込者 契約等に実印以外の印鑑を使用する方
- (2) あて名 申込先の長です。

3 委任状

- (1) 必要な申込者 契約等を代理人に委任する方（2人以上の代理人を置く場合は、各人に委任状と受付票が必要です。）
- (2) あて名 前記の使用印鑑届と同様に記入してください。
- (3) 委任できる事項は、以下に掲げる項目です。
 - ① 見積り及び入札について。
 - ② 契約に関すること。
 - ③ 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
 - ④ 支払金の請求及び領収について。
 - ⑤ 支払期のきた利札の請求及び領収について。

4 基本カード

- * 基準日とは、令和5年10月1日～令和6年9月30日の1年間の中で、該当する決算日をいいます。（個人営業の方は、原則として令和5年12月31日が基準となります。）
 - 例) 3月31日決算の会社は、令和6年3月31日が基準日となります。
 - 9月30日決算の会社は、令和6年9月30日が基準日となります。
 - 10月31日決算の会社は、令和5年10月31日が基準日となります。
- * 番号 ③①～③⑦は、総合評定値等審査（経審）の申請のない方のみの記入となります。
- ③⑧～③⑨は、総合評定値等審査（経審）の申請のある方のみの記入となります。

番号	項目	説明
	商号又は名称	法人の組織名を略記〔(株)、(有)等〕し、名称を記入してください。
	営業所(支店)の名称	〇〇支店、〇〇営業所などを記入してください。(代理人を置く場合に記入してください。)
	ふりがな	組織名を除き、ひらがなで濁点を含め1字として記入してください。
①	所在地	都道府県名から省略せずに記入してください。 「〇丁目」の〇は漢数字で記入してください。 「□番地」「□番」「□号」は算用数字で記入してください。 番地/番はいずれか抹消してください。 ビル名等は必要に応じて記入してください。(例)ニ丁目8番1号
	郵便番号	7桁の番号を記入してください。
	電話番号	東京03局は省略し、それ以外は市外局番から全て記入してください。
	連絡所	契約する営業所(本店、支店)が都外にあり、都内に連絡所がある場合は、区市町村から所在地を記入してください。 (実際に業務の連絡がとれることが必要です。)
	本店	本店の都道府県コードを、(外国籍の場合は国名を)記入してください。
	登記上	所在地が登記上の所在地と異なる場合、登記上の所在市区町村名を記入してください。
②	経審申請	いずれかを〇で囲んでください。(建設業者は必須要件です。)
③	代表者	役職名を除き、代表者氏名を記入してください。
④	代理人	代表者に代わり、代理人を置いた場合のみ記入してください。 この場合、代理人の所属する営業所等は、許可、登録を取得していなければなりません。 役職名は、取締役東京支店長、専務取締役〇〇事業本部長などと記入してください。
⑤	申込業種	申込書の内容と一致します。同時に申し込むことができない業種に注意してください。また、建設業許可の許可業種や経営事項審査受審項目、その他の許可・登録との関係を確認のうえ記入してください。
⑥	資本金	申込日現在の払込資本金を記入してください。登記上の資本金の金額です。 (千円単位、端数切り捨て)
⑦	資本金のうち外国資本	該当する場合、基準日現在の外国資本の金額を日本円に換算し記入してください。レートは基準日現在です。 (千円単位、端数切り捨て)
⑧	自己資本	財務諸表により算出した金額を記入してください。 (千円単位、端数切り捨て)
⑨	法人税(所得税)	基準日以前1年間の営業年度の法人税(個人は、令和5年1月～令和5年12月の所得税)の納付額を記入してください。 納税証明書(その1)写しを提出してください。(3ヶ月以内のもの)
⑩	法人事業税(個人事業税)	基準日以前1年間の営業年度の事業税(個人は、令和5年1月～令和5年12月の事業税)の納付額を記入してください。 納税証明書(事業税)写しを提出してください。(3ヶ月以内のもの) 事業税は契約する営業所が所在する都道府県での納税額です。 (千円単位、端数切り捨て)
⑪	消費税及び地方消費税	申込日現在の完納・未納を記入してください。 納税証明書(その3)写しを提出してください。(3ヶ月以内のもの)
⑫	営業年数	基準日現在の営業年数(端数切り捨て)を記入してください。 登記簿の設立年月日を参照してください。ただし建設業については、建設業許可を取得した時点からとなります。
⑬	取引先金融機関	取引先の金融機関を記入してください。 電話番号を必ず記入してください。
⑭	実印	提出する印鑑証明の代表者印を押印してください。
⑮	使用印・代理人印	「使用印」は、契約等に実印を使用しない場合に必要な印鑑です。また、「代理人印」は、代理人を置く場合に必要な印鑑です。それぞれ実印と類似したものの使用は避けてください。
⑯	職員数	事務職員とは、A欄から技術職員を差し引いた残りの職員数です。 兼業事業の職員とは、総職員数からA欄の職員数を引いた残りの職員数です。 A欄は建設業等(土木・建築・設備・測量等)に従事する職員(技術職員や事務職員など)の数です。 兼業事業の職員数は建設業等以外の事業に従事する職員の数です。
⑰	監理技術者	指定建設業種＝舗装、土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、造園の7業種で、監理技術者資格者証を有する職員数を記入してください。 実人員は、内訳と必ずしも一致はしません。
⑱	建設業許可番号	基準日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で取得している許可番号を記入してください。 道府県知事許可は県名コードも記入してください。
⑲	許可業種	該当する業種番号を〇で囲んでください。
⑳	ISO 9000シリーズ	申込日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で認証取得しているものが対象となります。当該規格の「登録証及び付属書」を提示してください。
㉑	ISO 14000シリーズ (対象業者方式の事業協同組合を除く)	なお、認証取得している部署については問いません。

⑳	工場の保有 (業種30, 40, 41, 42, 62) 特定化学物質等作業主任者及び特別管理 産業廃棄物管理責任者の雇用 (業種62)	対応する申込業種を申し込む場合、いずれかに○をつけてください。 ㉓は、技能講習修了書・講習会修了書の写し及び雇用を証明する書類の写しの提示が必要です。
㉑	対象事業者	協同組合が「対象事業者」方式で申し込む場合1を○で囲んでください。
㉒	建築士事務所登録	建築士事務所登録証明書の内容を記入してください。
㉓	測量業者登録	測量業者登録証明書の内容を記入してください。
㉔	建設コンサルタント	建設コンサルタント現況報告書の内容を記入してください。
㉕	地質調査業者登録	地質調査業者現況報告書の内容を記入してください。
㉖	指定工事業者等	都又は、都の市町村の指定を受けているときは、自治体名、番号を記入し、指定給水装置工事事業者証 (写し) 又は指定上下水道工事店証 (写し) を提示してください。
㉗	雇用保険の加入	加入している場合、「納付書・領収書 (写し)」又は「納付済証明書 (写し)」を提示してください。(1年分)
㉘	企業年金 制度の導入	厚生年金の場合加入通知 (写し) 又は、加入証明書 (写し) を提示してください。 適格退職年金の場合、契約協定書 (写し) を提示してください。
㉙	健康保険及び 厚生年金保険の加入	加入している場合、「納付書・領収書 (写し)」を提示してください。(1年分)
㉚	法定外労働災害 補償制度の加入	加入している場合、加入証明書 (写し) を提示してください。 民間の保険の場合、「団体保険制度加入証 (写し)」を提示してください。
㉛	賃金不払い	基準日前1年間で不払いがあれば記入してください。
㉜	業務災害による 死傷者数 (基準日直前2年)	該当する場合、記入してください。
㉝	退職一時金 制度の導入	該当する場合、加入証明書 (写し) を提示してください。自社制度の場合は制度の確認ができる労働協約、就業規則を提示してください。10人以上の雇用の場合労働基準監督署へ届け出が必要です。
㉞	建設業退職金 共済制度の加入	加入している場合、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (写し)」を提示してください。
㉟	日雇労働者の 社会保険の加入	加入している場合、「印紙保険料納付状況報告書 (写し)」又は、「健康保険印紙受払等報告書 (写し)」を提示してください。
㊱	関係する会社	関係する会社で秋川流域斎場組合の競争入札参加資格の申込をしている会社がある場合必ず記入してください。(%)欄には、資本の出資比率を記入してください。

5 業態カード

このカードは、資格の審査に関して重要な部分に使用するものですから、はっきりと記入してください。また、審査終了後は個票として保存し使用しますから、折り曲げたり、とじたりしないでください。

- (1) 受付番号 記入しないでください。
- (2) 申込業種 申込みする業種番号が、01～10又は15のものは該当番号を○で囲み、11又は16～99(33)のものは〔 〕内に申込業種番号のみ記入してください。
- (3) カードの記入方法

① から⑦ まで番号順に説明します。

〔注意〕 代表者が直接契約する場合は、本店 (主たる営業所) が、代理人が契約する場合は、代理人が所属する営業所が契約する営業所となります。なお、契約する営業所の要件として、次の許可又は登録が必要です。

建設業 …… 建設業許可 (別表1… 別紙建設業の番号・種類及び略号参照)
建築設計 …… 建築士事務所登録
測 量 …… 測量業者登録

- ① 楷書で大きく記入してください。なお、代理人が所属する営業所で、入札、契約等を希望する方は、その名称も記入してください。個人の場合は、商号の登記をしていなければその商号を、していない場合は、個人の氏名を記入してください。
なお、設計・測量・地質調査は下記についても記入してください。
ア 「株主・出資者名」
発行済株式総数の100分の25を超える株式を有し、又は出資の総額の100分の25を超える出資をしている建設業者がある場合に、その建設業者名を記入してください。
イ 「役員が兼任している建設業者名」
役員が建設業者の役員を兼ねている場合は、その建設業者名を記入してください。
ウ 「関連する建設業者名」、エ「関連内容」
建設業者の関連会社 (「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和38年大蔵省令第59号)」第8条第4項に規定する関連会社) がある場合、その建設業者名と関連の内容 (例「子会社」) を記入してください。
- ② このカードの③に記入した業種以外の工事 (業務) の売上高 (消費税抜き) を記入してください。また、販売等の工事 (業務) 以外の売上高 (消費税抜き) も記入してください。この場合には、③欄と②欄に記入した金額の合計が、財務諸表の売上高と同じでなければなりません。

- ③ 申込業種ごとに、基準日の直前1年の件数及び工事（業務）高（消費税抜き）を記入してください。また、申込業種のうち、件数及び工事（業務）高がないものについては「0」を記入してください。なお、申込みしない業種名欄と業種番号欄は、空欄のままにしてください。
 [注意] ア その他工事カードは、申込業種名欄と業種番号欄が空白になっていますから、右記の記入例に従って、間違いのないように記入してください。
 (記入例)

	申込業種名	業種番号	
業種番号16～98の場合……………	造園	27	
業種番号99(01)～99(33)の場合……………	基準タンク	99	01 (左づめ記入)

イ 決算期を変更したことにより、直前1年の月数が不足する場合は、直前2年の工事（業務）高を12で除して得た数値に不足する月数分を乗じて得た数値を直前1年の工事（業務）高に加えた数値を記入してください。（なお、この場合は財務諸表については2期分必要となります。）

- ④ 総完成工事高（総完成高）（消費税抜き）のうち、東京都内の営業所で施行した申込業種ごとの件数及び完成工事高（完成高）（消費税抜き）を記入してください。
 ⑤ 総完成工事高（総完成高）（消費税抜き）のうち、都区市町村と契約して施行した申込業種ごとの件数及び完成工事高（完成高）（消費税抜き）を記入してください。
 ⑥ 申込業種ごとの一件の最高完成工事（業務）高（消費税込み）を、都区市町村、他官公庁及び民間に区分しそれぞれの欄に記入してください。

ア 記入上の注意

件名	工事（業務）の件名及び施行場所の都道府県名を記入してください。	
発注者	都区市町村	東京都、特別区及び都内の市町村名を記入してください。
	他官公庁	国の省庁、道府県、市町村や、公社、公団等のうち、印紙税法第5条に規定する者の名称を記入してください。
	民間	「都区市町村」及び「他官公庁」以外のものを記入してください。
施行時期	着工（手）年月日	工事（業務）を着工（手）した年月日を記入してください。
	完成年月日	工事（業務）を完成した（完成予定）年月日（完成予定の場合は契約書に記載してあること）を記入してください。ただし、完成予定が令和6年4月1日以降のものは記入できません。
施工できるもの得意とする業務分野	該当する業種を申込みする方は、記入してください。	
工事（業務）完成時期	過去5年間	令和元年4月1日から令和6年3月31日まで
指定地域〔工事（業務）の施行場所〕	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県 ただし、山梨県又は静岡県に本店（主たる営業所）を有する者は、上記に両県を加えたものを指定地域とします。	
指定地域をはずした業種〔工事（業務）施行場所は日本国内であればよい〕	11建築設計、12土木設計、13設備設計、14測量、17船舶、19しゅんせつ埋立て、21潜かん、23シールド工事、24推進工事、25地下鉄工事、43水門門扉、45水処理装置、46焼却設備、52計装装置、53沈殿池・沈殿池機械設備工事、55送風機機械設備工事、56ばっ気槽散気設備工事、57汚泥脱水設備工事、58消化槽機械設備工事、59ガス貯留設備工事、61水道管更生工事、62石綿処理、97パイプライニング、99(15)ろ過層処理	
請負金額	工事（業務）1件の請負金額（受託額）（消費税込み）を記入してください。請負金額（受託額）（消費税込み）に増減額がある場合は、契約書提示の際、関係書類をあわせて提示したものに限り、1件の工事（業務）として認めます。ただし、第1期工事（業務）と第2期工事（業務）の場合や、本工事（業務）と追加工事（業務）の場合は、あわせて1件の工事（業務）としては認めません。また、一括下請負工事（業務）は認めません。なお、単価契約の場合は、一回の最高請負金額です。	
請負金額の例外	23シールド工事又は24推進工事を申込みする場合は、04水道施設工事、05下水道施設工事、25地下鉄工事と重複できます。ただし、請負金額は、23シールド工事又は24推進工事の部分の金額のみとなります。	

イ 契約書について

提示する契約書は、写しで結構です。

また、次の場合でも、契約書写しを元請負業者から借りて提示してください。

- (ア) 同業下請負の場合は、起工者と元請負者の契約書
- (イ) 共同企業体の構成員の場合は、代表者が所持する契約書
- (ウ) 協同組合が受注した工事（業務）の一括下請負の場合は、協同組合が受注した工事（業務）の契約書、協同組合と締結した契約書及び一括下請負の承諾書

ウ ⑥と⑦に記入する一件実績の金額について

- (ア) 共同企業体の構成員として受注した場合は、出資比率による金額です。
- (イ) 起工者が官公庁であっても、下請負の場合は、民間の経歴になります。
- (ウ) 設計業務（建築、土木、設備）の実績金額は、監理業務相当額は除きます。

⑦ 入札保証金及び契約保証金の免除の基礎となるものですから、申込業種の最高完成工事（業務）が、次の事項に該当する場合は記入してください。

なお、⑥と重複して記入することができます。

件名	⑥の説明を参照してください。	
発注者	官公庁	「都区市町村」と「官公庁」のみです。
施行時期	着工（手）年月日	⑥の説明を参照してください。
	完成年月日	

工事（業務）完成時期 過去2年間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
工事（業務）の施行場所	指定地域のみです。⑥で指定地域をはずした業種も、ここでは指定地域内の工事（業務）に限られます。
請負金額	⑥の説明を参照してください。
請負金額の例外	土木・建築工事カード⑦の「土木工事」とは、01道路舗装工事、02橋りょう工事、03河川工事、04水道施設工事、05下水道施設工事、06一般土木工事の全体の総称ですから、これらのうちで最高の工事経歴の一つを記入してください。

⑧ 指名の際の参考資料ですから、申込業種ごとに記入してください。

[業種番号04水道施設工事を申し込む方への注意]

業種番号04水道施設工事を申し込む方で本管（口径400mm以上の配水管をいう。）工事経歴がある場合は、他官公庁・民間別に最高完成工事と最大口径工事を記入してください。

（それぞれの工事契約書等を提示してください。）

[測量、しゅんせつ埋立て、しゅんせつを申し込む方への注意]

施行上特別に必要なとする機械又は設備等を記入してください。

6 建設業の許可及び経審の種類

別表2記載の許可・経審を受けなければならない建設業の種類（略号）については、業種番号61以外は、いずれか1種類の許可及び経審を受ければよいことになります。また、経審の工事種類別完成工事高については、土、と、ほ、水を土木一式として一括申請できます。

建設業の番号・種類及び略号

別表 1

一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号
01	61	土木工事業	土	15	65	板金工事業	板
02	52	建築工事業	建	16	66	ガラス工事業	ガ
03	53	大工工事業	大	17	67	塗装工事業	塗
04	54	左官工事業	左	18	68	防水工事業	防
05	55	とび・土工工事業	と	19	69	内装仕上工事業	内
06	56	石工事業	石	20	70	機械器具設置工事業	機
07	57	屋根工事業	屋	21	71	熱絶縁工事業	絶
08	58	電気工事業	電	22	72	電気通信工事業	通
09	59	管工事業	管	23	73	造園工事業	園
10	60	タイル・れんが・ブロック工事業	タ	24	74	さく井工事業	井
11	61	鋼構造物工事業	鋼	25	75	建具工事業	具
12	62	鉄筋工事業	筋	26	76	水道施設工事業	水
13	63	舗装工事業	舗	27	77	消防施設工事業	消
14	64	しゅんせつ工事業	しゅ	28	78	清掃施設工事業	清

申込業種及び内容説明一覧表

別表 2

(注) 許可(経審)を受けなければならない建設業の種類(略号)欄に2以上の種類が示されている場合は61水道管更生工事を除き、いずれか1種類の許可及び経審を受けていなければなりません。

区分	業種番号	申込業種	同時に申込みができない業種の番号	内容	工事例	業態カードへの特記事項	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
土木・建築工事	01	道路舗装工事	11. 12. 13. 14. 15	道路等の地盤面を舗装する工事	道路舗装工事、路盤築造工事		ほ	土・ほ	
	02	橋りょう工事	11. 12. 13. 14. 15	橋りょう工事(鋼けた、P Cけた等上部のみは除く)	橋脚工事、橋台工事		土	土	
	03	河川工事	11. 12. 13. 14. 15	河川、海岸等の堤防などを築造する工事	護岸工事、港湾工事、防雨堤工事		土	土	
	04	水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	取水、浄水等の施設を築造及び配水管等を布設する工事	取水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事		水	土・水	
	05	下水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	汚水管、管渠等を布設する工事及び処理場、ポンプ所等の土木工事	幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事		土・水	土・ほ・水	
	06	一般土木工事	11. 12. 13. 14. 15	他の土木工事(01~99)に含まれない土木工事	溝渠工事、造成工事、林道工事		土・と	土・と・ほ水	
	07	建築工事	08. 09. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 31. 37. 38	建築物を建設又は補修する工事	学校等建築工事		建	建	
設備工事	08	電気工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	屋内電気、変電、送配電設備等の電気工作物を建設する工事	屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事		電	電	
	09	給排水衛生工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	ガス、給水、排水衛生等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給(排)水管取替工事、水洗便所設備工事		管	管	
	10	空調工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	暖冷房、空調調和のための施設を設置する工事	暖冷房設備工事、空調調和設備工事		管	管・機	
設計・測量・地質調査	11	建築設計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	建築物の設計及び監理(建築士事務所登録をしていること)	庁舎設計、学校設計、病院設計	業務分野の希望	(建築士事務所の登録)		建築士事務所の登録を受けていない方は、申込みできません。
	12	土木設計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	土木工作物の設計及び監理	道路設計、橋りょう設計、上下水道設計	業務分野の希望			
	13	設備設計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	電気、空調設備等の設計及び監理	電気設備設計	業務分野の希望			
	14	測量	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	土地等の測量及び地図の調査(測量業者登録をしていること)	地上測量、深淺測量、航空測量	業務分野の希望	(測量業者の登録)		測量業者の登録を受けていない方は、申込みできません。
	15	地質調査	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	工業用の土質及び地質等の調査	物理探査、ボーリング探査、電波探査磁気探査				
	16	さく井		さく井機を用いてさく井、浅井戸築造等を行う工事	さく井工事、浅井戸築造、さく孔工事		井	井	
	17	船舶		20トン以上の船舶の製造及び修繕		業務分野の希望 ドック又は船保有の有無			
	19	しゅんせつ埋立て		ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底をしゅんせつし、その土砂で埋め立てる工事		ポンプ船の保有の有無	しゅ	土・しゅ	ポンプ船を所有していること
	20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事		しゅんせつ船の保有の有無	しゅ	土・しゅ	しゅんせつ船を所有していること
	21	溝かん		ケーソンを使用し、掘削しながらそのケーソンを沈める工事	橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事		土	土	
	22	軌道		高速電車、路面電車等の軌道敷設及び改良工事	軌道敷設工事、枕木交換工事		土	土	
	23	シールド工事		シールド工法によりトンネルを構築する工事	地下鉄工事、管理設備工事		土・水	土・水	
	24	推進工事		推進工法により管等を埋設する工事	管埋設工事		土・水	土・水	
	25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事			土	土	
	27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事	公園設備、植栽、水景等の工事	施工できる分野	園	園	

区分	業種 番号	申込業種	同時に申込みができない業種の番号	内 容	工 事 例	業態カードへの特 記事項	許可を受けなければ ならない建設業 の種類(略号)	経営を受けなければ ならない建設業 の種類(略号)	備 考
そ の 他 工 事	28	運動場増設		グラウンド、コート等の新設 又は改良工事	テニスコート新設工事、 競技場新設工事、野球場 改良工事		土・と	土・と	
	29	コンクリートプレハ ブ	08.09.10.31.37. 38	P.C.、P.S.、H.P.C工法に よるプレハブ工事	都営住宅建設工事	施工できる分野	建	建	
	30	鉄骨プレハブ	08.09.10.31.37. 38	上記29に含まれないプレハ ブ工事	仮設事務所建設工事	工場の保有の有無	建	建	自社で工場を所有し ていること。
	31	ひき家・解体	07.29.30	既存建物等の移動又は取り 壊し工事		施工できる分野	建・と	建・と	
	32	消火設備		消火設備、避難設備、消火 活動等に必要な施設を設置 又は工作物に取り付ける工 事	屋内消火栓設置工事、火 災報知設備工事、救助袋 設置工事	施工できる分野	消	管・機・通・消	
	33	電話・通信		有線及び無線等により電気 通信する設備を設置する工 事	電信電話線路設備工事、 鉄道通信設備工事	施工できる分野	通	通	
	34	拡声装置		放送機械等を設置する工事	放送設備工事		通	通	
	35	畳		畳の製作、表替え工事			内	内	
	36	室内装飾		建築物の内装仕上げを行う 工事	防音工事、インテリア工 事		内・具	内・具	
	37	一般塗装	07.29.30	塗装塗材等を工作物に吹付 け又は張付ける工事(道路 標示塗装を除く)	塗装工事		塗	塗	
	38	橋りょう塗装	07.29.30	橋りょう、横断歩道橋等の 塗装			塗	塗	
	39	防水		建築物の防水を行う工事(グ ラウトを除く)		施工できる分野	防・左	防・左	
	40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げによ り工作物を築造する工事 (橋りょう上部工事及び開 門水門の閘扉設置工事を除 く)	鉄骨組立工事、鉄塔工事	工場の保有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有し ていること。
	41	鋼けた		鋼材を加工又は組上げて橋 りょう上部を構築する工事	橋りょう上部工事、横断 歩道橋工事	工場の保有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有し ていること。
	42	P.Cけた		P.Cけたを設置する工事	橋りょう上部工事、高架 道路	工場の保有の有無	土・と	土・と	自社で工場を所有し ていること。
	43	水門門扉		鋼材の加工又は組上げによ り水門門扉を製作し取り付 ける工事)		工場の保有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有し ていること。
	44	ポンプ据付け		ポンプを据え付ける工事	排水機場ポンプ据付け工 事、送配水ポンプ等据付 け工事		機・井	機・井	
	45	水処理装置		水処理のための設備及び装 置	活性汚泥槽設備、浄水場 洗浄装置、薬品注入設備	施工できる分野	機・水・清	機・水・清	
	46	焼却設備		焼却炉及びそれに附属する 焼却機械設備の製作取付(清 掃工場を除く)	大塚焼却設備、汚泥焼 却設備	施工できる分野	夕・機・清	夕・機・清	
	47	ボイラー		ボイラーの製作及び取付	ボイラー設備工事(蒸気 給湯)		機	機	
	48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、 エスカレーター設置工 事、ダムウエーター設置 工事		機	機	
	49	電車線架線		高速電車、路面電車の電車 線路敷設工事	電車線路工事		電	電	
	50	地中線		電線路及び通信線路ケーブ ルの敷設工事	地中線電線路工事、ケー ブル敷設工事		電・通	電・通	
	51	鉄道信号装置		高速電車、路面電車の信号 保安設備工事	自動閉そく信号装置工事 (踏切遮断機工事)、雄 電運動装置設備工事(転 てつ機工事)		電・機・通	電・機・通	
	52	計装装置		水道施設等の測定機設置 及び制御装置	水質用計測設備、幹線遠 隔計装置設備、隔測メー ター設置電子計算設備 (データ処理設備)		機・通	機・通	
	53	沈砂池・沈殿池機械 設置工事		浄水場、処理場及び沈砂池 機械設備工事、沈殿池機械 設備工事	沈砂池機械設備工事、沈 殿池機械設備工事、汚泥 滞留槽機械設備工事、処理 場・ポンプ所ろ過機整備 工事、阻水扉整備工事		機・水	機・水	
	55	送風機機械設備工事		処理場、ポンプ所の送風機 機械設備工事	送風機設備工事、処理場 機械送風機設備工事		機	機	
	56	ばっ気槽散気設備工 事		処理場のばっ気槽散気設備 工事	ばっ気槽散気設備工事、 ばっ気槽設備工事、ハイ ドロリック装置散気設備 工事、ばっ気槽水位調整 せきその他設備工事		機・水	機・水	
57	汚泥脱水設備工事		浄水場、汚泥処理工場の脱 水設備工事	脱水設備工事、塩化第二 鉄貯留槽整備工事、凝集 槽整備工事		機・水	機・水		
58	消化槽機械設備工事		汚泥消化槽機械設備工事	汚泥消化槽機械設備工 事、汚泥槽機械設備工事		機	機		

区分	業種 番号	申込業種	同時に申込みが できない業種の番号	内 容	工 事 例	業態カードへの特 記事項	許可を受けなければ ならない建設業 の種類 (略号)	経審を受けなければ ならない建設業 の種類 (略号)	備 考
	59	ガス貯留設備工事		汚泥消化槽から発生するガスの貯留設備工事	消化ガス貯留設備工事、 消化ガス燃焼設備工事		機	機	
	60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水道へ流入させるための汚水ます工事	防水ます工事		土・と	土・と	
	61	水道管更生工事		既設配水管内をクリーニング シライニング等を行い管 を更生させる工事(公道を除く 敷地内にある管への施工は 97パイプライニング)	配水小管更生工事		管及び水(両方が 必要)	管・水	
	62	石棉処理		吹付けアスベストの除去、 封じ込め、囲い込み工事	アスベスト除去工事、石 綿撤去工事	—	建・と・塗・内	建・と・塗・内	石綿障害予防規則 (平成17年2月24日厚 生労働省令第21号) に定める石綿作業主 任者(特定化学物質 等作業主任者(平成 18年3月31日までに取 得した者を含む。) 及び廃棄物の処理及 び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137 号)に定める特別管 理産業廃棄物管理責 任者を直接的かつ恒 常的に雇用している
	63	機械器具設置		上記以外の機械器具の設置			機	機	
	64	屋根					屋	屋・防・建	
	66	金網さく					と・鋼	と・鋼・建	
	67	板金					板	板・鋼	
	68	サッシ					具	具・建	
	69	シャッター					具	具・機・建	
	70	起重機					機	機	
	72	冷凍・冷蔵庫工事					管・機	管・機・絶	
	73	グラウト					土・と・防	土・と・防	
	74	道路標識設置					土・と・電・通	土・と・電・塗・ 機・通	
	75	道路標示塗装					塗	塗・土・と・機	
	76	ガードレール					土・と	土・と	
	77	モルタル吹付け					土・左・と・防	土・左・と・防	
	78	植生					土・と・園	土・と・園	
	79	運動器具設置					と・機・園	と・機・園	
	80	テレビ共聴工事					通	通・電	
	81	防音壁・しゃ音壁					土・建・と	土・建・と	
	82	舞台装置					電・機	電・機・建	
	84	と場施設					鋼・機	鋼・機・土	
	86	ガソリンスタンド					建・鋼・機	建・鋼・機・土	
	87	PCタンク					土・と	土・と	
	91	すべり止め舗装					土・ほ	土・ほ・塗	
	92	樹脂塗装					塗・防	塗・防	
	93	陸上信号機					電・機・通	電・機・通	
	94	伸縮継手					土・と・鋼	土・と・鋼・左・ 塗・機	
	95	鉄鋼加工					鋼	鋼・機・建	
	96	ウエルポイント					土・と	土・と	
	97	パイプライニング					管	管	
	98	脱硫・脱臭					機・水	機・水	

区分	業種 番号	申込業種	同時に申込みが できない業種の番号	内 容	工 事 例	業種カードへの特 記事項	許可を受けなければ ならない建設業 の種類 (略号)	経費を受けなければ ならない建設業 の種類 (略号)	備 考
特 殊 工 事	99(01)	基礎タンク					鋼・機	鋼・機	
	99(02)	安全溝設置					と	と	
	99(04)	空気搬送					機	機	
	99(06)	床版補強					土・と・鋼	土・と・鋼	
	99(07)	電源設備					電・通	電・通	
	99(08)	発電設備					電・機	電・機	
	99(09)	電気防蝕					電・塗	電・塗	
	99(10)	給湯器・浴槽設備工 事					管	管	
	99(11)	床仕上					内	内	
	99(12)	放射線防衛					内	内	
	99(14)	飛散防止工事					ガ・内	ガ・内	
	99(15)	ろ過層処理					—	—	
	99(17)	厨房					管	管	
	99(20)	石工事					石	石	
	99(23)	自動ドア装置					具	具	
	99(24)	強化樹脂板取付					建・と・屋	建・と・屋	
	99(25)	医療ガス配管					管	管	
	99(26)	高圧ガス配管					管	管	
99(30)	集じん装置					機・清	機・清		
99(33)	タイル工事					タ	タ		

基本カードの記入例 (表)

①のうち電話番号
左から記入してください。
市外局番・東京(03)は、省略してください。
記入例
03 4 1 1 9 6 1 1 1 8

①のうちふりがな
商号、名称のふりがなをひらがなで記入してください。
(株)(有)などには、ふりがなをつけないでください。なお、濁点を含めて、1文字とします。
記入例
(株)アキガワ建設
あき が わ け ん せ つ

7 8 基本カード (表)

受付番号		受付印
(11字以降省略、すべてひらがなで、濁点を含めて1字)		
① 契約する営業所 ふりがな ま る ま る け ん せ つ 法人の組織名は(株)(有)(資)(名)等の略号で記入してください。 営業所(支店)の名称 (株)〇〇建設	秋川流域畜場組合と契約する営業所の所在地を記入します。丁目地番は3-5-1と省略せずに正座に記入してください。 記入例…三丁目5番1号 また、「番、番地」、「号」は登記簿にあわせ、使用するものを○で囲みます。	
② 所在地 東京都 (都道府県) 〇〇市(町) 〇〇三丁目 5番地 1号 本店コード 13 登記上 ② 経費申請 ① 有 0 無	①のうち所在地 秋川流域畜場組合と契約する営業所の所在地を記入します。丁目地番は3-5-1と省略せずに正座に記入してください。 記入例…三丁目5番1号 また、「番、番地」、「号」は登記簿にあわせ、使用するものを○で囲みます。	
③ 代表者 西 秋 太 郎 役職名は省略し、左側から氏名を横けて記入して下さい。(姓と名の間を一字あけて下さい。)	①のうち連絡所 許可又は登録のある営業所等が東京都内になく「単なる連絡所」だけがある場合は、その所在地(記入例…東京都を省略して「〇〇区〇〇3-5-1」)を記入するとともに電話番号欄に連絡所の電話番号を記入してください。	
④ 代理人(役職名) 1 東京支店長 横 沢 慎 治 2 3 4	①のうち登記上の所在地 本店の所在地が「事実上」と「登記上」が異なる場合には、「登記上の所在地」を都道府県名を省略し、市、区、町、村のみ漢字で記入してください。	
⑤ 申込業種 99 (01) 99 () 99 () 99 () 99 () 99 () 99 () 99 () 申込業種番号を上段左端から横けて記入して下さい。99 (01) から99 (33) を申し込むときは () 内に記入して下さい。	⑥ 資本金 千 百 十 億 千 百 十 万 円 (申込日現在) 1 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ⑦ 自己資本 (基本日現在) 1 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ⑧ 法人(個人)事業税 (納付済額) 1 5 6 0 0 0 0 0 0 0 0 ⑨ 消費税及び地方消費税 (申込日現在) ① 完納 0 未納	
⑩ 職員数 地政業務に従事する職員(人) 36 委託業務に従事する技術職員 実人員(人) F 建築設計(人) 20 測量(人) 16 監理技術者(人) 3 舗装工事業(人) 1 土木工事業(人) 2 建築工事業(人) 8 電気工事業(人) 5 管工事業(人) 測量造作工事業(人) 造園工事業(人) 3	⑩ 職員数 Aのうち建設経理事務士等級 1級 1 2級 2 3級 2 Aのうち60歳以上(人) 5 Aのうち傷害者(人) 1 5 6 4 1 5 6	

③代表者
氏名のみ記入してください。
役職名(代表取締役)等は、記入しないでください。

④代理人(役職名)
代理人を置く場合のみ役職名を記入してください。

⑩職員数
基準日での経営を受けた方は、経営の職員数を記入してください。
経営を必要としない業種を申し込む方は、基準日現在の職員数を記入してください。ただし、経営を必要としない方の技術職員は、設計、測量地質調査については、委託業務に従事する技術職員欄に、それ以外については、その他の技術者欄に記入してください。

⑩監理技術者
監理技術者(指定建設業種に限る)の実人員及び内訳(総人員)を記入してください。
記入例
3 1

④代理人(氏名)
代理人を置く場合のみ氏名を記入してください。

①のうち本店コード
本店所在地(事実上)の都道府県コードを記入してください。
コード番号は都道府県コード表を参照してください。

[注] (1) ボールペン(黒)を使って、かい書で記入してください。
(2) 訂正は、訂正箇所の上に白紙を貼って記入してください。(印鑑の訂正はカードの書き直しをしてください。)
(3) 契約する営業所
・代表者が直接契約する場合→本店(主たる営業所)
・代理人が契約する場合→代理人の所属する営業所

基本カードの記入例 (裏)

⑧建設業許可番号
⑨許可業種
契約する営業所が受けている許可番号を記入し、その業種番号を○で囲んでください。(一般は01~28、特定は51~78)

⑩ISO9000シリーズ
⑪ISO14000シリーズ
契約する営業所で受けている認証取得があれば2継続・1新規のどちらかを○で囲んでください。(2継続の場合、有効期限を確認しますので、登録証等に記載のないものについては、審査機関に確認してください。)

⑦⑧基本カード (裏)

基準日現在、契約する営業所で取得しているものを記入してください。(取得許可業種は該当する番号○で囲んでください。)

01-51 土	02-52 建	03-53 大	04-54 左	05-55 土	06-56 石	07-57 取	08-58 電	09-59 管	10-60 9	11-61 角	12-62 汚	13-63 11	14-64 10	15-65 板	16-66 7	17-67 造	18-68 防	19-69 内	20-70 換	21-71 給	22-72 通	23-73 調	24-74 井	25-75 具	26-76 水	27-77 消	28-78 清
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

⑫~⑭
該当業種に申込みのみ保有状況または、雇用状況の該当項目を○で囲んでください。(記載がないと申込みできません。)

⑮対象事業者
事業協同組合が対象事業者方式で申込み場合は、0無を○で囲んでください。

申込日現在、契約する営業所でISO規格を認証取得しているものがあれば記入してください。

⑯対象規格	ISO9001 又は ISO9002	2 継続	1 新規	⑰対象規格	ISO14001	2 継続	1 新規
-------	--------------------	------	------	-------	----------	------	------

下記業種 (30・40・41・42・62) を申し込まれる方は、() の有・無について必ず記入してください。

⑱30 鉄骨プレハブ、40 鉄骨架構、41 鋼けた、42 PCけた (工場の保有)	1 有	0 無
⑲62 石綿処理 (特定化学物質等作業主任者及び労働管理産業廃棄物管理責任者の雇用)	1 有	0 無

協同組合を対象事業者方式で申し込まれる方は、必ず1有に○をつけてください。

⑳対象事業者 (協同組合のみ)	1 有	0 無
-----------------	-----	-----

11建築設計・14測量・12土木設計・15地質調査を申し込みする方は、該当する登録 (許可) 番号を記入してください。

㉑建築士事務所登録	級建築士事務所	東京都知事	1 3	第		号
㉒測量業者登録				第		号
㉓地質調査業者登録				第		号

㉔~㉖
許可・登録・指定の状況を (受けている登録等の番号) を記入してください。

㉗~㉙
経審を必要としない業種を申込みの方は、該当区分を○で囲む、または、数字を記入してください。

東京都又は東京都の市町村の指定を受けた方のみ記入してください。

㉗指定工事業者等	区分	都・市・町・村名	番 号
	上水道		第 号
	下水道		第 号

㉚関係する会社
関係する会社で、秋川流域斎場組合の競争入札参加資格の申込みをしている会社について必ず記入してください。また、該当する区分を○で囲み、ア又はイの場合は、() 内に比率を記入してください。

基準日現在で、㉚~㉜の有無又は人数について、記入してください。(㉚で「0無」を○で囲んだ方のみ)

㉚雇用保険の加入	2 適用除外	1 有	0 無	㉚企業年金制度の導入 (厚生年金基金又は適格退職年金契約)	1 有	0 無
㉛健康保険及び厚生年金保険の加入	2 適用除外	1 有	0 無	㉜法定外労働災害補償制度の加入	1 有	0 無
㉝貸金不払い (基準日直前1年)			件	㉝業務災害による死傷者数 (基準日直前2年)	死亡者数	人
㉞退職一時金制度の導入		1 有	0 無			

基準日現在で記入してください。(㉚で「1有」を○で囲んだ方のみ)

㉞建設業退職金共済制度の加入	1 有	0 無	㉞日雇労働者の社会保険の加入	1 有	0 無
----------------	-----	-----	----------------	-----	-----

「関係する会社」で両秋川衛生組合の競争入札参加資格の申込みをしている会社について、必ず記入してください。

受付番号	商号又は名称	所在地	代表者	※「関係する会社」の区分
				ア (%)・イ (%)・ウ
				ア (%)・イ (%)・ウ
				ア (%)・イ (%)・ウ
				ア (%)・イ (%)・ウ

※「関係する会社」の区分 (該当するものを○で囲んでください。ア又はイに該当する場合は、比率について記入してください。)

ア 他の会社の発行済株式総数又は資本の出資口数を25%以上所有する場合
イ 他の会社によって発行済株式総数又は資本の出資口数を25%以上所有されている場合
ウ 会社の代表者あるいは役員が他の会社の代表者あるいは役員を兼ねている場合

㉟建設業退職金共済組合の加入
基準日での経審に従って、1有0無のどちらかを○で囲んでください。

業態カード（土木・建築工事）の記入例（表）

- 金額については千円単位（切捨て）で記入してください。
- 設備工事、設計、測量、地質調査及びその他の工事の業態カードについても、この記入例に準じて記入してください。

① 名称 契約する営業所（支店）名を記入してください。		申込み業種 該当番号を○で囲んでください。	
受付番号	⑦ ⑧ 業態カード 土木 建築 工事		受付印
(表)			
申込業種	① ② ③ ④ 05 06 07 08 09 10 [19, 20, 24]		
①ふりがな 名称 (契約する営業所)	株式会社〇〇建設		営業所（支店）の名称 東京支店
②兼業の業種別売上高（千円）（消費税抜き）			
土木・建築工事カードに記入した以外の工事兼業売上高			
計			
工事以外の兼業売上高			
計			
(指定地域内における支店、営業所等の所在地)			
基準日直前1年の完成工事高（千円）			
申込業種名	③総完成工事高（消費税抜き）		④東京店完成工事高（消費税抜き）
	⑤新発注完成工事高（消費税抜き）		
道路舗装工事 01	件		件
橋りょう工事 02	件		件
河川工事 03	件		件
水道施設工事 04	件		件
下水道施設工事 05	件		件
一般土木工事 06	件		件
計	件		件
建築工事 07	件		件
土木・建築工事合計	件		件

③総完成工事高
申込業種ごとに、基準日直前一年の営業年度の総完成工事高を記入してください。工事高が無いものは、「0」を記入してください。申込みしない欄は、空欄のままにしておいてください。（消費税抜き）

④東京店完成工事高
総完成工事高のうち、東京都内の営業所等で施行した申込業種ごとの完成工事高を記入してください。（消費税抜き）

都区市町村発注完成工事高
総完成工事高のうち、都区市町村（申込書類の記入方法参照）と契約して施行した申込業種ごとの完成工事高を記入してください。（消費税抜き）

指定地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）
基準日は令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

裏面にも記入箇所があります。
 (注) 1 金額の千円未満は切り捨ててください。
 2 申込業種の01から10までは番号に○をつけ、それ以外は、〔 〕内に番号のみ記入してください。
 3 契約する営業所
 ・代表者が直接契約する場合→本店（主たる営業所）
 ・代理人が契約する場合→代理人の所属する営業所

業態カード（土木・建築工事）の記入例（裏）

- 金額については千円単位（切捨て）で記入してください。
- 設備工事、設計、測量、地質調査及びその他の工事の業態カードについても、この記入例に準じて記入してください。

⑥⑦最高完成工事（業務）
この欄に記入する経歴は、契約書（写し）の提示をお願いします。また、記入できる工事（業務）完成時期に注意してください。

⑦ ⑧ 業態カード 土木・建築工事 (裏)

⑥過去5年間（R1.4.1～R6.3.31）の指定地域内における最高完成工事経歴						
申込業種名及び区分	件名	施行場所 都道府県名	発注者	着工年月日 完成年月日	請負金額 (千円) (消費税込み)	
01 道路 舗装 工事	都区市町村 ○○1丁目第2次道路舗装工事	東京都	○○区	1・11・1 1・12・20	7,200	
	他官公庁 □□地区3号線道路舗装工事	□□県	○○市	1・10・5 1・12・15	15,200	
04 水道 施設 工事	民間					
	都 築造 ○○浄水場基礎築造工事	東京都		1・10・1 2・12・20	467,280	
	市 本管 □□市□丁目地区送水管新設工事	東京都	都水道局	2・10・1 3・3・20	620,680	
	町 小管					
他官公庁 □□地区送水管新設工事	□□県	□□県		1・9・1 2・10・20	514,500	
	民間					
05 下 水道 施設 工事	都 管渠 ○○区□□5丁目付近枝線工事	東京都		1・9・1 2・10・20	124,650	
	市 処理場					
	町 ボンプ場					
他官公庁 □□処理場建設工事	□□県	□□下水道事業団		1・5・15 2・10・15	276,241	
民間 ○○3丁目枝線工事	東京都	○○○(株)		1・4・15 2・2・15	123,427	
06 一 般 土 木 工 事	都区市町村 □□団地造成工事	東京都	東京都住宅供給公社	3・9・15 4・2・15	532,645	
	他官公庁 □□共同溝(その2)工事	東京都	国土交通省	4・5・10 4・8・21	368,247	
	民間					
施行できるものを○で囲む 1 鉄筋コンクリート(筋) 2 鉄骨鉄筋コンクリート(骨) 3 左記以外の木造等(木)						
07 建 築 工 事	都区市町村 ○○事務所○○工区新築工事 (RC造2F棟)	東京都	東京都	3・5・10 4・2・10	85,025	
	他官公庁 (造 棟)					
	民間 □□マンション新築工事 (RC造3F棟)	□□県	□□会社(株)	4・7・15 4・10・15	342,000	
⑦過去2年間（R5.4.1～R6.3.31）の指定地域内における官公庁発注工事の最高完成工事経歴 (ここに記入する工事はすべて指定地域内のものに限り、⑥とも重複できます。)						
土木工事	□□市□丁目地区送水管新設工事	東京都	東京都	5・10・1 6・3・20	620,680	
建築工事	○○事務所○○工区新築工事	東京都	東京都	5・5・10 6・2・10	85,025	

⑥最高完成工事（業務）
申込書類の記入方法を参照してください。

⑦官公庁発注工事の
最高完成工事（業務）
過去2年間（R5.4.1～
R6.3.31）の指定地域内
における官公庁工事だけが対象となり
ます。(消費税込み)

都道府県コード表

01	北海道	25	滋賀県
02	青森県	26	京都府
03	岩手県	27	大阪府
04	宮城県	28	兵庫県
05	秋田県	29	奈良県
06	山形県	30	和歌山県
07	福島県	31	鳥取県
08	茨城県	32	島根県
09	栃木県	33	岡山県
10	群馬県	34	広島県
11	埼玉県	35	山口県
12	千葉県	36	徳島県
13	東京都	37	香川県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	新潟県	39	高知県
16	富山県	40	福岡県
17	石川県	41	佐賀県
18	福井県	42	長崎県
19	山梨県	43	熊本県
20	長野県	44	大分県
21	岐阜県	45	宮崎県
22	静岡県	46	鹿児島県
23	愛知県	47	沖縄県
24	三重県		